

## 第5章 子ども・子育て支援

### 1 子ども・子育て支援の推進

本計画の理念及び目標を達成するためには、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を必要とするすべての子育て世帯に行き渡らせるとともに、その質も常に向上させていくことが重要です。

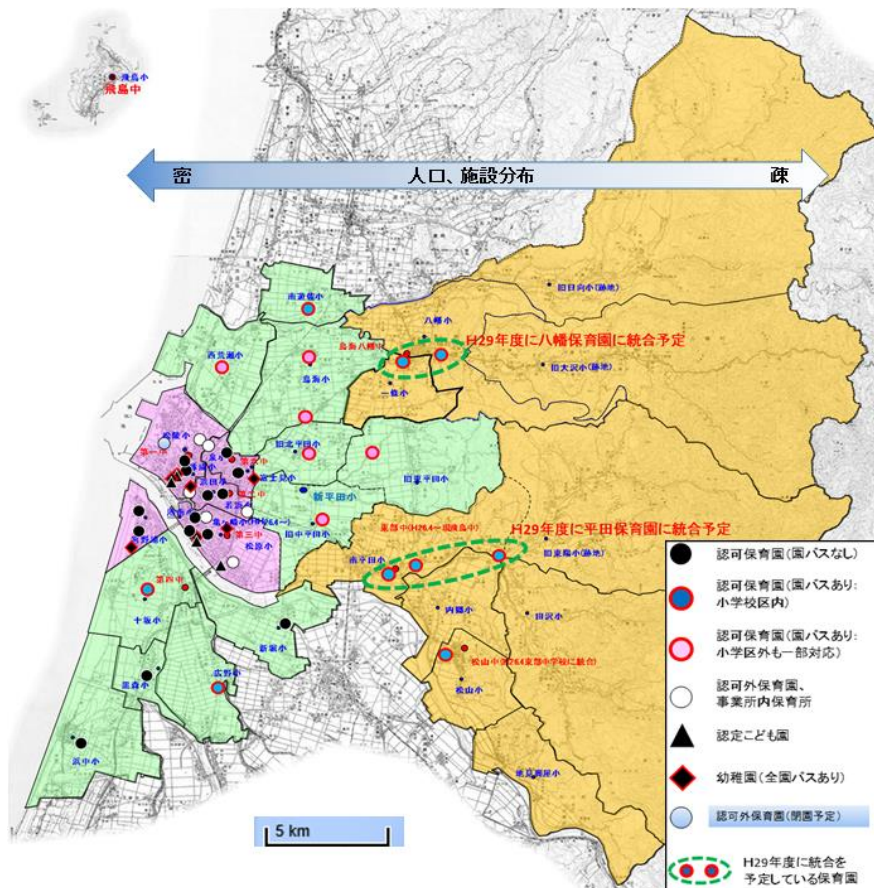
本章では、本市における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、今後の利用者数の見込みと提供量を確保するための体制について定めます。

### 2 区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市は地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況、幼児期の学校教育・保育を提供する施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「提供区域」を設定します。

本市では、市民の移動手段が自動車によるところが大きく、施設を選択する際の理由も近居だけでなく、通勤経路や施設の方針、開所時間等の多岐にわたっていること、施設の分布が人口の分布と整合性があること、現在も市全域で入所調整を行っている中で待機児童が出ていないことなどの状況から、市全域を1つの提供区域として設定します。

図表 5-1 酒田市の人口、幼児期の学校教育・保育施設の分布



### 3 人口推計

本市の人口は平成12年（121,614人）頃から急激な減少傾向にあります。

平成24年から平成26年までの3月末日の住民基本台帳人口より算出した、各歳児別の平成27年から平成31年までの人口推計は以下のとおりです。

平成27年以降も各歳ともに人口は減少する見込みであり、平成31年には各年齢層とも平成27年に比べて1割程度の減少が見込まれます。

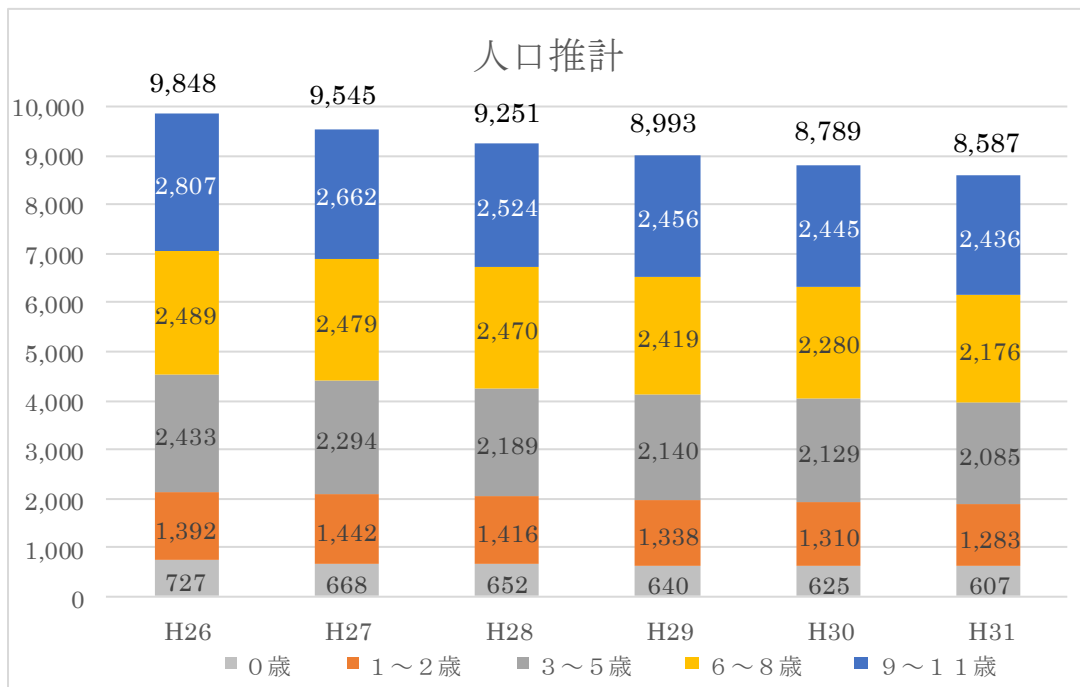
以降の幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用者数の見込みの算出については、この人口推計値を使用しています。（図表5-2、5-3）

図表5-2 0歳～11歳までの年別人口推計 (人)

年齢	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	727	668	652	640	625	607
1～2歳	1,392	1,442	1,416	1,338	1,310	1,283
3～5歳	2,433	2,294	2,189	2,140	2,129	2,085
6～8歳	2,489	2,479	2,470	2,419	2,280	2,176
9～11歳	2,807	2,662	2,524	2,456	2,445	2,436
合計	9,848	9,545	9,251	8,993	8,789	8,587

資料：コーホート変化率法による推計人口。H26年は3月31日の住民基本台帳人口。H27～H31年までは、3月31日時点の推計値。（情報管理課作成）

図表5-3 0歳～11歳までの年別人口推計



資料：コーホート変化率法による推計人口。H26年は3月31日の住民基本台帳人口。H27～H31年までは、3月31日時点の推計値。（情報管理課作成）

## 4 子ども・子育て支援の体系

### (1) 幼児期の学校教育・保育

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育園、認定こども園に加え、少人数の子どもを保育する地域型保育事業が新たに創設されます。

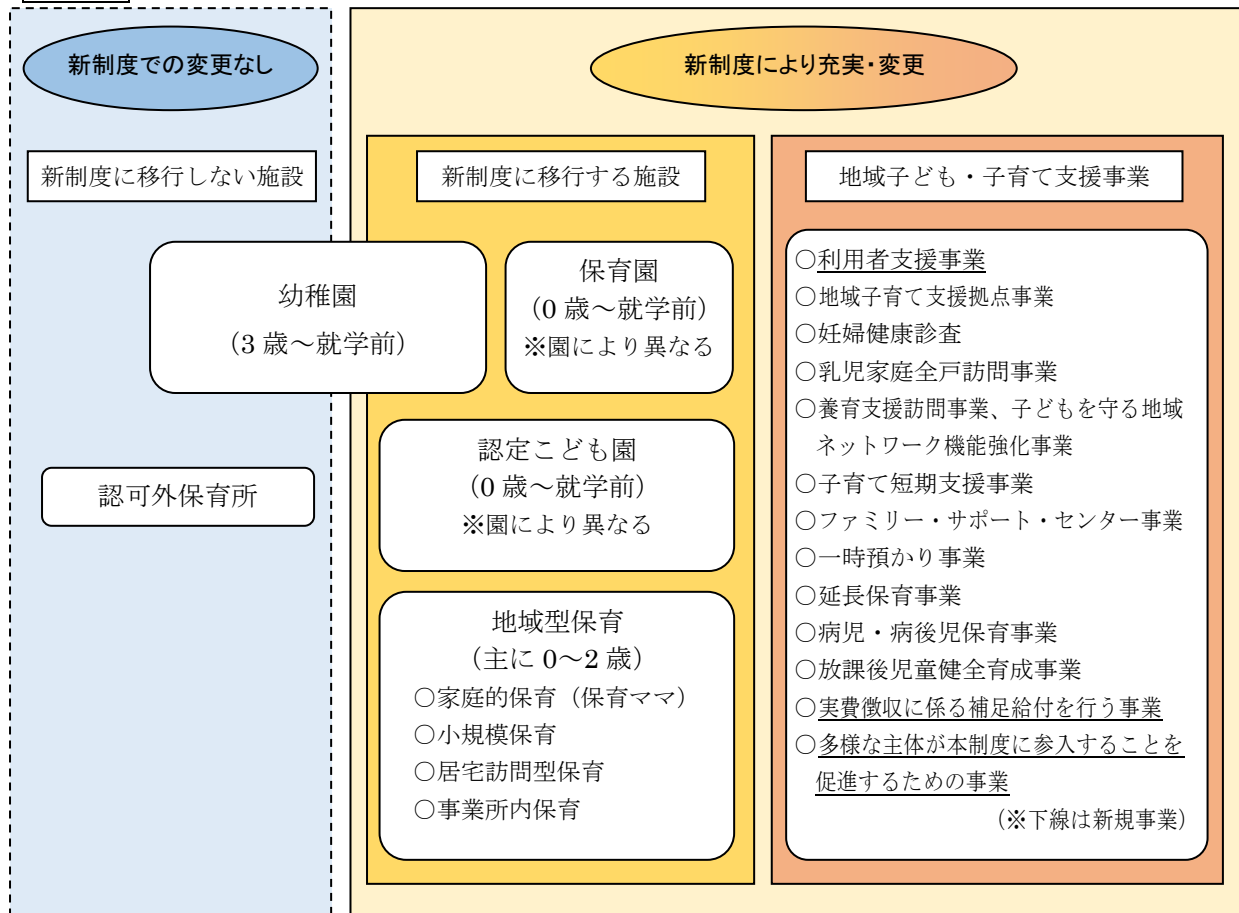
図表 5-4 幼児期の学校教育・保育の概要

	概要	提供施設・事業
保育	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって養護し、教育を行います。	保育園、認定こども園、地域型保育事業
学校教育	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行います。	幼稚園、認定こども園 (※幼稚園については、従来の私学助成制度による運営を選択することも可能です)

### (2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度は、在宅で子育てをしている家庭も含め、全ての子育て家庭を支援する仕組みであり、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業、学童保育事業などこれまで実施してきた事業に加えて、新たに利用者支援事業などが創設されます。

図表 5-5 子ども・子育て支援新制度と施設・事業の体系



## 5 幼児期の学校教育・保育の利用者数の見込みと提供体制の確保の内容及びその時期

### (1) 保育園、認定こども園（保育利用）、地域型保育

#### 【利用者数の現状と見込み】

- ・3～5歳児については、現状でもほとんどの子が何かしらの学校教育・保育施設を利用しており、利用率はほぼ頭打ちとなっています。今後3～5歳児は、出生数（人口）が減少することにより、施設の総利用者数は減少していく見込みです。
- ・0～2歳の施設利用率は近年増加傾向にあり、特に市街地の園では、低年齢児の利用が混むことが予想されます。

#### 【今後の方向性】

- ・新たな施設拡充は難しい状況の中で、市街地の0～2歳の利用に対応するため、既存の事業所内保育施設を活用し、従業員以外の0～2歳のお子さんを預かる「地域型保育事業」の活用を検討します。
- ・障がい等により、在宅での保育が必要な世帯の需要も捉えながら、新たな事業形態の実施の可能性についても検討します。
- ・産後休暇後の入所相談も多く寄せられるため、0歳受入について通年して余裕のある状況を確保する必要があります。
- ・平成28年度以降は、市全体の利用者数が、市内の保育施設の認可定員の合計を割り込む見込みです。特に郊外では、施設規模の適正化の対応が必要になります。

		H27年度 (1年目)			H28年度 (2年目)			H29年度 (3年目)			H30年度 (4年目)			H31年度 (5年目)		
		0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳
利用者数の見込み		367	902	1,435	358	886	1,370	352	837	1,339	344	820	1,332	334	803	1,304
提供量の確保	保育園 認定こども園	357	836	1,389	357	836	1,389	357	836	1,389	357	836	1,389	357	836	1,389
	認可保育所予定	5	40	20	5	40	20	5	40	20	5	40	20	5	40	20
	地域型保育予定	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0
	認可外保育	1	15	5	1	15	5	1	15	5	1	15	5	1	15	5
	広域利用	3	9	13	3	9	13	3	9	13	3	9	13	3	9	13
合計		367	902	1,427	367	902	1,427	367	902	1,427	367	902	1,427	367	902	1,427
需給ギャップ		0	0	-8	9	16	57	15	65	88	23	82	95	33	99	123
推計人口		668	1,442	2,294	652	1,416	2,189	640	1,338	2,140	625	1,310	2,129	607	1,283	2,085
施設利用率		54.9%	62.6%	62.6%	54.9%	62.6%	62.6%	55.0%	62.6%	62.6%	55.0%	62.6%	62.6%	55.0%	62.6%	62.5%

## (2) 幼稚園、認定こども園（学校教育利用）

### 【利用者数の現状と見込み】

- ・幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用者数は近年 800 人台、3～5 歳人口に対する利用率は約 33%で推移しています。
- ・保育園も含めた 3～5 歳の施設利用率はほぼ頭打ちとなっており、出生数（人口）が減少することにより、総利用者数は減少していく見込みです。
- ・幼稚園や認定こども園（教育部分）の利用者数は、現時点で施設定員を割り込んでいます。

### 【今後の方向性】

- ・当面は私学助成制度による運営の園が大半を占める見込みです。消費税率 10%の財源が満年度化した後に、施設型給付への移行が本格化する見込みです。
- ・移行に合わせた認定こども園化の意向も伺いながら、利用者数に見合う利用定員の設定が必要になります。

		H27年度 (1年目)		H28年度 (2年目)		H29年度 (3年目)		H30年度 (4年目)		H31年度 (5年目)	
		保育必要 なし	保育必要 あり	保育必要 なし	保育必要 あり	保育必要 なし	保育必要 あり	保育必要 なし	保育必要 あり	保育必要 なし	保育必要 あり
利用者数の見込み		304	517	290	493	283	482	282	480	276	470
		821		783		765		762		746	
提供量の確保	幼稚園(施設型給付) 認定こども園	20		20		20		825		825	
	幼稚園 (私学助成)	805		805		805		0		0	
	広域利用	-		-		-		-		-	
	合計	825		825		825		825		825	
需給ギャップ		4		42		60		63		79	
推計人口		2,294		2,189		2,140		2,129		2,085	
施設利用率		35.8%		35.8%		35.7%		35.8%		35.8%	

### 【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・利用者数の見込みについては、国の手引きをもとに、平成 25 年 9 月に実施したニーズ調査の集計値から、世帯の就労状況と学校教育・保育の利用希望率を把握し、算定しています。
- ・施設利用希望率は、共働き世帯や、専業主婦（夫）世帯など、世帯の就労状況の類型毎に算定しています。なお、世帯の就労状況については、今後の就労希望の状況も加味することにより、現時点では利用していない世帯の潜在的な施設利用希望率も含めて算定しています。
- ・各年度の利用者数の推計には、各年 3 月 31 日の推計人口を使用（H27 年度の推計には H27 年 3 月 31 日における推計人口を使用）し、推計人口から、共働き世帯等の類型ごとの世帯数を推計し、施設利用希望率をかけて算定しました。
- ・各年度の利用者数の見込みは、年度途中からの利用者も含めた年度末時点における最大の利用者数を推計しています。

**【国の手引きとの相違点】**

- ・国の手引きでは、保育の利用者数は、保護者のいずれもが就労している世帯のみを対象に、保育の利用希望率をかけて算定しています。しかし、実際には、就労以外にも保護者の病気や出産、親族の介護等による利用もあることから、特に実際の利用率と乖離が大きい 3～5 歳の利用者見込数については、専業主婦（夫）世帯などについても現在の利用率をもとに見込みに加えました。なお、0～2 歳については、国の手引きどおりの算定方法でも実際の利用率との差は小さいため、国の手引きどおりに算定しています。

**【提供量の確保について】**

- ・保育園、認定こども園（保育利用）については、認可保育園（31 園）と認定こども園（2 園）の認可定員を計上。
- ・幼稚園（6 園）と認定こども園（学校教育利用）については、入園児数の実績値を計上。
- ・認可外保育施設（4 園）については、入園児数の実績値を計上。
- ・認可保育所予定、地域型保育所予定については、既存の認可外保育施設のうち、認可施設への移行を予定している施設（認可予定 2 園、地域型予定 1 園）の入園児数の実績値を計上。

**※幼稚園の運営体制について**

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の施行にあたり、私立幼稚園は、従来の私学助成制度（国：文部科学省、県）に基づく運営体制と、子ども・子育て支援新制度における施設型給付（国：内閣府、県、市町村）に基づく運営体制のいずれかを選択することができます。

いずれの制度においても、各園の建学の精神に基づいて学校教育が提供される点や、国が支援の充実化を図りながら推進していく点において変わりはありませんが、今後、消費税率の改正の時期に合わせて、新制度への移行が本格化する見込みです。



## 6 地域子ども・子育て支援事業の利用者数の見込みと提供体制の確保の内容及びその時期

### (1) 利用者支援事業

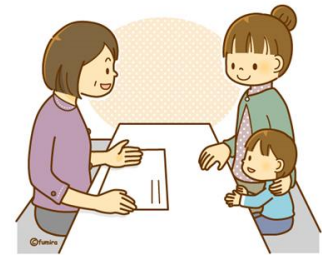
#### 【事業概要】

- ・子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供をします。また、必要に応じ相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施します。

#### 【今後の方向性】

- ・保育園、幼稚園、認定こども園での教育・保育をはじめ、一時預かりや放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、利用できるように、情報提供を行う窓口等を整備します。
- ・地域の課題や子育てニーズを把握し、関係機関との連携、調整、活動の体制づくりなどの事業を明確化していきます。
- ・情報の提供や発信は、利用者にわかりやすく伝わるよう工夫していきます。
- ・専任の相談員に気軽に相談ができる環境の整備を行います。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
実施の見込み	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所



### (2) 地域子育て支援拠点事業

#### 【事業概要】

- ・乳幼児と保護者のために、子育て相談、情報提供、助言その他の援助を行うほか、相互の交流を推進します。(平成26年度:常設7箇所、出張1箇所)

#### 【今後の方向性】

- ・少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などの状況の中で、保護者の不安感、孤独感を解消するためのニーズが、今後も見込まれます。
- ・市内の児童センター、子育て支援センター(酒田、八幡、松山、平田、西荒瀬)、つどいの広場などで、乳幼児の親子の居場所づくりや相談、事業を継続します。拠点施設がない地域については、「出張型つどいの広場」事業を展開し、利用しやすい環境をつくります。
- ・職員配置を増やし、相談機能の充実を図るとともに、施設だけでなく、地域に出向いた事業も展開します。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
利用者数の見込み	35,928	35,220	33,684	32,952	32,184
提供量の確保	35,928	35,220	33,684	32,952	32,184
需給ギャップ	0	0	0	0	0



#### 【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きのとおり、各年の0～5歳児の推計人口に利用希望率をかけて算定しました。

### (3) 妊婦健康診査

#### 【事業概要】

- ・母子の疾病や障がいの予防、早期発見等を目的に、健診業務を医療機関に委託し、妊娠週数に合わせた検査や保健指導を行います。

#### 【今後の方向性】

- ・妊婦の疾病等の早期発見、早期治療につなげ、母子ともに安全安心な出産を目指します。
- ・妊婦健康診査への助成を行うことで、定期的な受診を促進し、安心して健やかな出産に臨めるよう支援します。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
受診件数の見込み	696	684	672	656	639
のべ利用回数の見込み	8,700	8,550	8,400	8,200	7,988
提供量の確保	8,700	8,550	8,400	8,200	7,988
需給ギャップ	0	0	0	0	0



#### 【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・妊娠届出者数の推計値（人）に平均受診回数 12.5 回を掛けて計上しました。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

#### 【事業概要】

- ・保健師等が全出生児の家庭を訪問し、子どもの発育状態の確認や母親の育児不安等に対して、必要な助言や子育てに関する情報を提供することで、安心して育児ができるように支援します。

#### 【今後の方向性】

- ・乳児と保護者の状況を把握するとともに、安心して育児ができるように、保護者に必要な支援や助言を行っていきます。特別な支援が必要と認められる場合は、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
全戸訪問の見込み	668	652	640	625	607
提供量の確保	668	652	640	625	607
需給ギャップ	0	0	0	0	0



#### 【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・各年の0歳児の推計人口を計上しました。



## (5) 養育支援訪問事業、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

### ①養育支援訪問事業

#### 【事業概要】

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、子ども家庭支援員が居宅を訪問し、指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育環境を確保します。

#### 【今後の方向性】

- ・家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るため、必要な支援や助言を行っていきます。支援が必要な場合は、関係機関と連携し、早期に必要なサービスにつなげていきます。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
利用者数の見込み	8	8	8	8	8
提供量の確保	8	8	8	8	8
需給ギャップ	0	0	0	0	0



#### 【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・近年、最も利用回数の多かった年度の実績値を計上しました。

### ②子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

#### 【事業概要】

- ・児童虐待防止や特定妊婦のフォロー等を推進するため、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関や関係機関等の職員の専門性強化、同ネットワーク構成員の連携強化等に取り組みます。

#### 【今後の方向性】

- ・虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護のために、引き続き、関係機関で情報や対応を共有し、円滑な連携・協力を確保していきます。

## (6) 子育て短期支援事業

### 【事業概要】

- ・保護者の疾病等により、家庭において児童を養育できない場合、配偶者の暴力により緊急一時的に母子を保護する必要がある場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行います。

### 【今後の方向性】

- ・利用件数は必ずしも多くはないですが、ひとり親家庭の増加や女性の就業率の上昇、就業形態の多様化等に伴うニーズに対応していきます。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
利用件数の見込み	40	40	40	40	40
提供量の確保	40	40	40	40	40
需給ギャップ	0	0	0	0	0



### 【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・近年でもっとも利用件数の多かった年度（H25年度）の実績値を計上しました。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業

### 【事業概要】

- ・小学生までの子どもの保護者等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動の調整や会員を対象に育児に関する研修会を実施します。

### 【今後の方向性】

- ・保育園、幼稚園、小学校、学童保育所、習い事などの送迎等を中心に、見込まれる利用に対応しながら子育てと仕事との両立を支援します。
- ・安定した事業展開を図るために、新たな協力会員（預かりの援助を行う会員）の確保と人材育成に取り組んでいきます。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
利用者数の見込み (未就学)	939	911	885	865	845
利用者数の見込み (小学生)	243	235	229	223	218
提供量の確保	1,182	1,146	1,114	1,088	1,063
需給ギャップ	0	0	0	0	0



### 【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、週1回以上利用したいと答えた子どもの年間利用回数を算定する手法が示されていますが、この手法では、近年の利用実績の数倍の需要量が算定されます。乖離の原因は、実際の利用頻度が週1回よりも低いのに、利用希望者に対し最低でも週1回の利用が見積もられるためと考えられます。(H25年度の利用実績：1,256件)
- ・そのため本事業については、市独自の算定方法として、現状の未就学児と小学生の人口一人当たりの年間利用率を算出し、各年の推計人口にかけるという手法を用いています。

## (8) 一時預かり事業

### ①一時預かり事業（保育園等における在園児以外の預かり）

#### 【事業概要】

- ・保護者の急な用事などにより一時的に家庭で面倒をみるのが困難になった子どもを、保育園やつどいの広場などで預かり、保育します。

#### 【今後の方向性】

- ・保育園等を利用していない子どものいる保護者の急な用事、週3日程度の就労、子育てに伴う心理的、身体的負担の解消等のニーズに応えるため、預かり保育を実施していきます。
- ・利用者のニーズを捉えながら、保育園における休日保育の合わせて、休日の一時保育の実施を検討します。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
利用者数の見込み	10,014	9,699	9,366	9,233	9,028
提供量の確保	10,014	9,699	9,366	9,233	9,028
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、ニーズ調査から不定期の預かり事業の利用希望率を算出し、各年の推計人口にかけて算出する手法が示されています。この手法では、実際の利用実績と比較して倍以上の需要量が算定されます。(平成25年度の利用実績：8,077人)
- ・乖離の理由として、同居や近居の祖父母の協力が得られる場合には、一時預かりを利用しないことが考えられます。
- ・そのため、国の手引きどおりに算定した人数から、日常的に祖父母の協力が得られる世帯の割合を除いた人数を計上しています。

②一時預かり事業（幼稚園型）

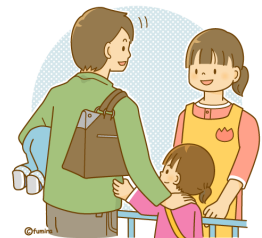
【事業概要】

- ・主に幼稚園における在園児を対象にした教育時間後の預かりで、現行の私学助成制度の預かり保育と同様の事業です。現在、市内すべての幼稚園が預かり保育を実施しています。
- ・保育の必要性のある子どもで、幼稚園や認定こども園（教育）を希望する方については、定期的な利用がなされます。
- ・保育の必要性のない子どもについても、保護者の用事などがあるときに利用がなされます。

【今後の方向性】

- ・幼稚園本体の運営が新制度に移行しない場合でも、一時預かり事業（幼稚園型）を実施することができます。
- ・消費税率10%の財源が満年度化した後に、私学助成制度の預かり保育から本事業への移行が本格化することが予想されます。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
利用者数の見込み	72,317	69,007	67,462	67,116	65,729
提供量の確保 【一時預かり(幼稚園型)】	24,106	34,504	50,597	67,116	65,729
提供量の確保 【私学助成(預かり保育)】	48,211	34,504	16,866	0	0
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、保育の必要な子どもは全員利用するものとして、共働き世帯の在園児数に開園日数をかけて算定する手法が示されています。
- ・幼稚園へのアンケート調査から、実際には共働き世帯の半数程度が利用している状況から、保育園等における一時預かり事業の見込みと同様に、日常的に祖父母の協力が得られる世帯の割合を除いた人数を計上しています。

## (9) 延長保育事業

### 【事業概要】

- ・保育園、認定こども園等で保育認定を受けた利用時間以外の時間において延長して保育を実施します。
- ・現在 20 園で 11 時間以上を超える開所時間となっており、うち 14 園が 19 時まで（19 時以降を含む）開所しています。

### 【今後の方向性】

- ・利用者の子育てと仕事の両立を支援するため、ニーズに合わせて利用時間を越えた保育を実施します。
- ・就労形態の多様化に対応するため、19 時以降の保育の実施も検討します。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
利用者数の見込み	705	681	659	650	636
提供量の確保	705	681	659	650	636
需給ギャップ	0	0	0	0	0



### 【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きどおり、ニーズ調査で、保育を希望する世帯のうち、利用終了時間の希望を 18 時以降と答えた世帯の割合を、各年の推計人口にかけて計上しました。

## (10) 病児・病後児保育事業

### 【事業概要】

- ・病気や病気の回復期で、集団保育が困難な児童を専用施設で一時的に保育します。現在、病児・病後児保育施設 1 箇所、病後児保育施設 1 箇所で開催しています。

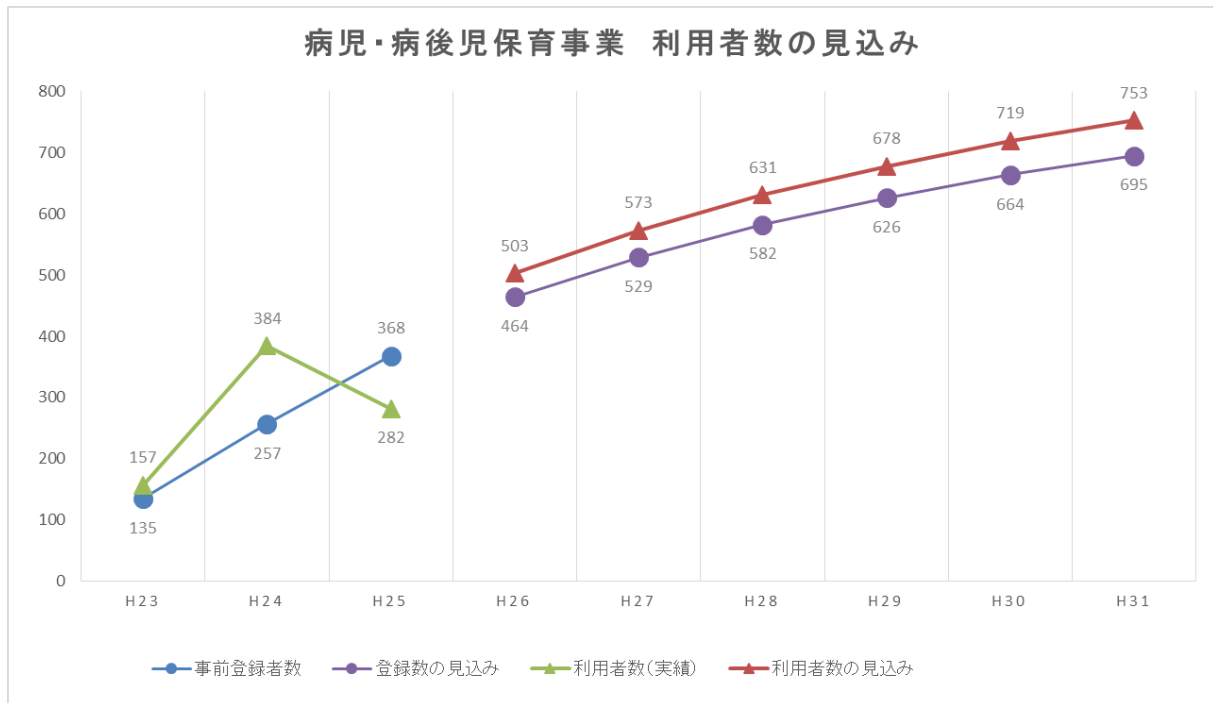
### 【今後の方向性】

- ・事前登録者数、利用者数の見込みのとおり、病児保育のニーズが高まっています。
- ・保護者の子育てと就労の両立を支援するために、子どもが病気になった時に安心して過ごせる保育を提供していきます。
- ・ニーズの増加に加え、平成 27 年度以降は庄内北部定住自立圏形成協定<sup>1</sup>に基づく協定自治体も相互に利用できることになることから、動向を把握しながら、現施設の定員見直しや施設の整備など対応策の検討を進めます。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
事前登録者数の見込み	529	582	626	664	695
利用者数の見込み	573	631	678	719	753
提供量の確保 【施設定員5人×246日】	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230
需給ギャップ	657	599	552	511	477



1. 「庄内北部定住自立圏構想」：酒田市を中心に、生活・経済面で関わりが深い遊佐町、庄内町、三川町が連携・協力して圏域を形成し、住民生活に必要な機能を確保して人口定住や住みやすい地域社会を形成することを目指すもの。病児・病後児保育施設については、現在、酒田市以外では三川町に 1 箇所あり。



**【利用者数の見込みの算定方法について】**

- ・国の手引きでは、ひとり親世帯と共働き世帯を対象に、仕事を休んで病気の子どもの面倒をみた日数のうち、できれば病児・病後児保育施設を利用したいと思った日数から計上する手法が示されています。この手法では、近年の利用実績の8倍程度多い人数が算出され、施設の空き状況により利用を断る件数（年40件程度）を考慮しても、現状と大きく乖離した見込みとなります。
- ・乖離の原因として、非常時に面倒を見てくれる祖父母がいる場合や、病児・病後児保育施設の利用に係る手続きを保護者が敬遠する場合、などが考えられます。
- ・そのため、より現実的な見込み量として、現状の事前登録率と登録児童の年間利用率を各年の推計人口にかけて計上しています。



## (11) 放課後児童健全育成事業

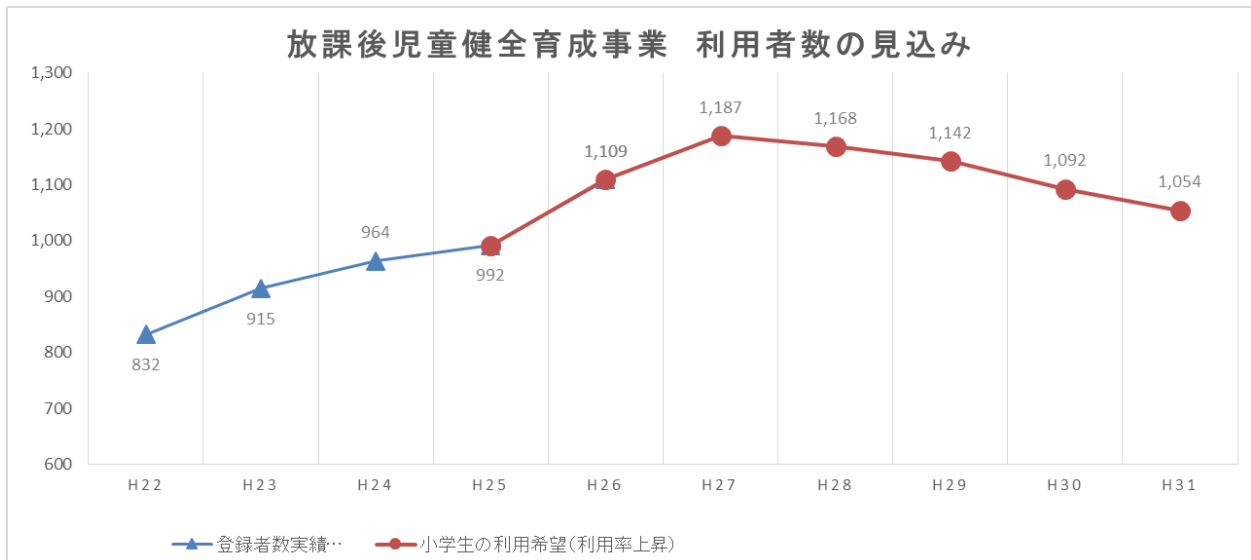
### 【事業概要】

- ・保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を提供して、児童の健全な育成を図ります。現在 21 箇所で開催しています。

### 【今後の方向性】

- ・児童数の減少に合わせて、利用者数は減少していくと見込まれますが、引き続き適切な遊びと生活の場を提供していきます。
- ・適切に健全育成が図られるように、支援の単位（保育を提供するグループ）を概ね 40 人以下となるように努めていきます。
- ・学童保育所の未設置学区や利用児童が多い学区については、ニーズの動向を見ながら、放課後総合プランの推進による余裕教室やコミュニティセンターなどの地域資源の活用などを検討していきます。
- ・保護者の子育てと仕事の両立を支援するために、開所時間の延長を計画的に進めていきます。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
登録者数の見込み	1,187	1,168	1,142	1,092	1,054
提供量の確保	1,187	1,168	1,142	1,092	1,054
需給ギャップ	0	0	0	0	0



### 【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、小学生のいる世帯の利用希望率をもとに算定する手法が示されており、この手法で算定した場合、現時点の登録率と同程度の利用希望率が得られます。
- ・しかし、本市の場合、学童保育所の整備状況にあわせて人口当たりの登録率も上昇してきた経過があります。平成 26 年度には松原学区学童保育所が整備されるため、平成 27 年度までは近年と同程度の登録率の上昇を見込み、平成 28 年度以降の登録率は固定して計上しています。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業概要】

- ・保育園、幼稚園、認定こども園等に支払う文具その他の教育・保育に必要な物品を購入する費用、または行事への参加に要する費用を助成します。

### 【今後の方向性】

- ・子どもたちが家庭の状況によらず、様々な活動に参加できる状況を確保することは、すべての子どもの育ちを保障していく上で重要であり、国県の制度設計の状況も踏まえながら支援のあり方等について検討していきます

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 【事業概要】

- ・民間事業者の教育・保育施設参入や多様な事業者の能力を活用した運営等に関して調査研修をするものです。

### 【今後の方向性】

- ・本市では待機児童はいない状況であることから、当該事業については計画期間中の実施は予定しておりません。

## 7 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

### (1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供について

幼児期の学校教育・保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労等の状況によらず利用ができるため、子どもの育ちの連続的な支援や地域の利便性向上を図る上で多くの利点があります。認定こども園の普及については、市としても制度の趣旨を踏まえ、国に更なる環境整備の充実を求めながら普及に取り組むべきと考えます。

市では、今後の教育・保育の需要量を踏まえて、既存施設の規模の適正化を行いながら、認定こども園化についても検討していきます。

### (2) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供について

幼稚園や保育園、認定こども園等、幼児期の学校教育・保育の質を常に向上させるとともに、すべての酒田っ子が就学前までに「生きる力」の基礎を獲得し、小学校生活にスムーズに馴染めるような環境整備をさらに進める必要があります。

そのため、幼稚園・保育園・認定こども園等の相互連携や、小学校等との連携（幼保小連携）を強化し、情報共有や合同研修などを充実させることにより、相互理解をさらに深めていくことが重要です。



～ていーぶれいく～



「子どもの成長を切れ目なく支援していくために  
～酒田っ子すくすく育成会議（幼保小連携の取組）から～」

乳幼児期は「生きる力」の基礎となる「心情」「意欲」「態度」を身につけていく大事な時期です。この時期の育ちで大切なことは、乳児期における保護者との愛着形成や情緒の安定を土台として、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい遊びや生活を丁寧に積み重ねていくことです。

家庭から保育園・幼稚園・認定こども園へ、そして小学校等へと育ちの場が変わっても、子どもの成長を連続して支えていくためには、長い目で見通した支援や指導が一貫して行われていくことが重要です。

市の幼保小連携事業の指導者研修会では、乳幼児期に「子どもたちに育てたい・伸ばしたい力」の共通する思いとして、以下のことが挙げられました。

《生活する力》

- ・食への意欲があること
- ・生活態度(身の回りの始末等生活習慣)が身につくこと
- ・見通しを持った行動ができること

《人と関わる力》

- ・挨拶ができること
- ・伝えること(自分の思い)
- ・人との関係作り(協同、ルール、相手の気持ちに気付く)ができること

《学ぶ力》

- ・聞くこと
- ・話すこと
- ・興味・関心を持つこと
- ・ねばり強く取り組むこと

この「育てたい子ども像」を保育園・幼稚園・認定こども園、小学校等が共有し、指導者同士が互いの保育・教育目標や指導内容・方法等についての理解をさらに深めていくことが重要です。

そして、子ども一人一人の育ちを支え、次の指導者にしっかりと手渡していくことにより、酒田っ子の「生きる力」が育まれ、やがて一人一人が自発的に花を咲かせていけるように、子どもと家庭を支援していきます

